



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項)

(取扱課室名) ページ

○ 条例

- | | | | |
|-----|---|--------------------|----|
| *1 | 知事及び副知事の給与その他の給付条例の一部を改正する条例 | (人事課)..... | 10 |
| *2 | 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例 | (〃)..... | 11 |
| *3 | 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 | (〃)..... | 11 |
| *4 | 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例 | (〃)..... | 12 |
| *5 | 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例 | (〃)..... | 13 |
| *6 | 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 | (〃)..... | 14 |
| *7 | 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 | (〃)..... | 16 |
| *8 | 職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例 | (〃)..... | 17 |
| *9 | 和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 | (市町村課)..... | 17 |
| *10 | 和歌山県民文化会館設置及び管理条例の一部を改正する条例 | (文化学術課)..... | 19 |
| *11 | 和歌山県立情報交流センター設置及び管理条例の一部を改正する条例 | (情報政策課)..... | 22 |
| *12 | 和歌山県外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する条例 | (環境生活総務課)..... | 24 |
| *13 | 和歌山県公害防止条例の一部を改正する条例 | (環境管理課)..... | 26 |
| *14 | 和歌山県消費者行政活性化基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例 | (県民生活課)..... | 31 |
| *15 | 和歌山県犯罪被害者等支援条例 | (〃)..... | 32 |
| *16 | 和歌山県飲酒運転の根絶に関する条例 | (〃)..... | 35 |
| *17 | 和歌山県自転車の安全利用の促進に関する条例 | (〃)..... | 39 |
| *18 | 和歌山県立青少年の家設置及び管理条例の一部を改正する条例 | (青少年・男女共同参画課)..... | 40 |
| *19 | 和歌山県地域医療再生臨時特例基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例 | (医務課)..... | 41 |
| *20 | 和歌山県感染症の診査に関する協議会条例の一部を改正する条例 | (健康推進課)..... | 42 |
| *21 | 和歌山県国民健康保険広域化等支援基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例 | (国民健康保険課)..... | 42 |
| *22 | 附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例 | (菓務課)..... | 43 |
| *23 | 和歌山県営工業用水道事業条例の一部を改正する条例 | (公営企業課)..... | 43 |
| *24 | 和歌山県勤労福祉会館設置及び管理条例の一部を改正する条例 | (労働政策課)..... | 44 |
| *25 | 和歌山県森林環境譲与税活用基金の設置、管理及び処分に関する条例 | (林業振興課)..... | 45 |
| *26 | 和歌山県植物公園緑花センター設置及び管理条例の一部を改正する条例 | (森林整備課)..... | 46 |
| *27 | 和歌山県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例 | (道路保全課)..... | 47 |
| *28 | 和歌山県和歌川河川公園設置及び管理条例の一部を改正する条例 | (河川課)..... | 47 |
| *29 | 和歌山県河川法施行条例の一部を改正する条例 | (〃)..... | 48 |
| *30 | 和歌山県都市公園条例の一部を改正する条例 | (都市政策課)..... | 49 |
| *31 | 和歌山県営相撲競技場設置及び管理条例の一部を改正する条例 | (〃)..... | 54 |
| *32 | 県民水泳場設置及び管理条例の一部を改正する条例 | (〃)..... | 55 |

和歌山県外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する条例をここに公布する。

平成 31 年 3 月 13 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第12号

和歌山県外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する条例

目次

第 1 章 総則 (第 1 条・第 2 条)

第 2 章 外来生物の防除等 (第 3 条—第 10 条)

第 3 章 規則への委任 (第 11 条)

附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、県による外来生物の防除等の措置を講ずることにより、外来生物による生態系等に係る被害を防止し、もって生物の多様性の確保、人の生命及び身体の保護並びに農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、県民生活の安定向上に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「外来生物」とは、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年法律第78号)第 2 条第 1 項に規定する特定外来生物を除き、県外から県内に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物(その生物が交雑することにより生じた生物を含む。)であって、県内にその本来の生息地又は生育地を有する生物とその性質が異なることにより生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものの個体(卵、種子その他規則で定めるものを含み、生きているものに限る。)及びその器官(生きているものに限る。)をいう。

2 この条例において「生態系等に係る被害」とは、生態系、人の生命若しくは身体又は農林水産業に係る被害をいう。

第 2 章 外来生物の防除等

(放出等の禁止)

第 3 条 外来生物は、正当な理由がなく放出、植栽又はは種(以下「放出等」という。)をしてはならない。ただし、次条第 1 項の規定による防除に係る放出等をする場合にあつては、この限りでない。

(外来生物の防除)

第 4 条 知事は、外来生物による生態系等に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合において、当該被害の発生を防止するため必要があるときは、その防除を行うものとする。

2 知事は、前項の規定による防除をするには、あらかじめ、市町村及び和歌山県環境審議会の意見を聴いて、次に掲げる事項を定め、これを公示しなければならない。

(1) 防除の対象となる外来生物の種類

(2) 防除を行う区域及び期間

(3) 当該外来生物の捕獲、採取若しくは殺処分（次条第 1 項において「捕獲等」という。）又はその防除を目的とする生殖を不能にされた外来生物の放出等その他の防除の内容

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、規則で定める事項

(土地への立入り等)

第 5 条 知事は、前条第 1 項の規定による防除に必要な限度において、その職員に、他人の土地若しくは水面に立ち入り、外来生物の捕獲等若しくは放出等をさせ、又は外来生物の捕獲等の支障となる立木竹を伐採させることができる。

2 知事は、その職員に前項の規定による行為をさせる場合には、あらかじめ、その土地若しくは水面の占有者又は立木竹の所有者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 第 1 項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 知事は、第 2 項の規定による通知をする場合において、相手方が知れないとき、又はその所在が不明なときは、その通知に係る土地、水面又は立木竹の所在地を管轄する本庁又は振興局の掲示場にその通知の内容を掲示するとともに、その要旨及び掲示した旨を和歌山県報に登載しなければならない。この場合においては、その掲示を始めた日又は和歌山県報に登載した日のいずれか遅い日から 14 日を経過した日に、その通知は、相手方に到達したものとみなす。

(損失の補償)

第 6 条 県は、前条第 1 項の規定による行為によって損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

2 前項の規定による補償を受けようとする者は、知事にこれを請求しなければならない。

3 知事は、前項の規定による請求を受けたときは、補償すべき金額を決定し、当該請求者にこれを通知しなければならない。

(訴えの提起)

第 7 条 前条第 3 項の規定による決定に不服がある者は、その通知を受けた日から 6 月以内に訴えをもって補償すべき金額の増額を請求することができる。

2 前項の訴えにおいては、県を被告とする。

(生態系等に係る被害の防止の説明)

第 8 条 外来生物の販売を業とする者は、その客に外来生物の放出等を行うことにより生ずる生態系等に係る被害の防止について説明を行うよう努めなければならない。

(科学的知見の充実のための措置)

第 9 条 県は、外来生物による生態系等に係る被害及びその防止に関する科学的知見の充実を図るため、これらに関する情報の収集、整理及び分析その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(県民の理解の増進)

第 10 条 県は、教育活動、広報活動等を通じて、外来生物の防除等に関し、県民の理解を深めるよう努めなければならない。

第 3 章 規則への委任

第 11 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

和歌山県公害防止条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第13号

和歌山県公害防止条例の一部を改正する条例

和歌山県公害防止条例(昭和46年和歌山県条例第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義等) 第1条の2 略 2～8 略 <u>9 この条例において「特定工場等」とは、特定施設(騒音又は振動に係るものに限る。)を設置する工場又は事業場をいう。</u> 10～14 略</p> <p>(特定施設の届出) 第24条 <u>特定施設(騒音又は振動に係るものを除く。以下この項において同じ。)を設置しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。</u> (1)～(7) 略</p> <p>2 <u>騒音規制地域(騒音規制法(昭和43年法律第98号)第3条第1項の規定により指定された地域及び騒音を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると知事が認め規則で定める地域をいう。以下同じ。)内において工場又は事業場(特定施設(騒音に係るものに限る。以下この項において同じ。))が設置されていないものに限る。)に特定施設を設置しようとする者は、その特定施設の設置の工事の開始の日の30日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。</u> (1) <u>氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)</u> (2) <u>工場又は事業場の名称及び所在地</u> (3) <u>特定施設の種類ごとの数</u> (4) <u>騒音の防止の方法</u> (5) <u>特定施設の使用の方法</u> (6) <u>その他規則で定める事項</u></p> <p>3 <u>振動規制地域(振動規制法(昭和51年法律第64号)第3条第1項の規定により指定された地域及び振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると知事が認め規則で定める地域をいう。以下同じ。)内において工場又は事業場(特定施設(振動に係るものに限る。以下この項において同じ。))が設置されていないものに限る。)に特定施設を設置しようとする者は、その特定施設の設置の工事の開始の日の30日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。</u> (1) <u>氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)</u> (2) <u>工場又は事業場の名称及び所在地</u></p>	<p>(定義等) 第1条の2 略 2～8 略</p> <p>9～13 略</p> <p>(特定施設の届出) 第24条 特定施設を設置しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。 (1)～(7) 略</p>